

八幡浜市国民保護計画の変更概要

【国民保護法とは】

アメリカでの同時多発テロや日本近海における不審船の出現、北朝鮮による弾道ミサイル発射等により、日本の安全保障に対する国民の関心が高まるとともに、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となっていた状況を踏まえ、日本に対する外部からの武力攻撃等において、国民の生命、身体及び財産を保護すること等を目的に「国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）」が平成16年に施行されました。

「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」等の国民保護措置を適切かつ円滑に執行するため、都道府県・市町村には国民保護計画の作成を義務付けられ、八幡浜市は平成19年に「八幡浜市国民保護計画」を作成しました。

今回の修正は、平成29年12月に「国民の保護に関する基本指針」が変更されたことを受け行うものです。

1. 国民の保護に関する基本指針の変更（H29.12）に伴う変更

- ① 「訓練」に、広域又は地下への避難訓練や情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加（38ページ）

旧	新
(新規)	NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に有力な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

- ② 「避難施設の指定への協力」に、地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握することを明記（43ページ）

旧	新
爆風等からの直接被害を軽減するため、一時的な避難場所としてコンクリート造等の堅ろうな建築物_____を指定するよう配慮する。	爆風等からの直接被害を軽減するため、一時的な避難場所としてコンクリート造等の堅ろうな建築物や地下街等の地下施設を指定するよう配慮する。
(新規)	事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し

- ③ 「避難住民の誘導における事態ごとの留意事項」に、平素から Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記（75 ページ）

旧	新
<p>このため、<u>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u>このため、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>	<p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p>

2. システム等の整備に伴う変更

緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、安否情報システムに関する記述を追加（36、66、84 ページ）

旧	新
<p>（新規）</p>	<p>イ 全国瞬時警報システムの整備 市は、国からの緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため全国瞬時警報システム（J-ALERT）を常に最適な状態に整備しておくとともに、自動起動機等による情報周知手段の拡大整備に努める。</p>
<p>（新規）</p>	<p>市は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努めるものとする。</p>
<p><u>警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p>	<p><u>警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p>
<p>市が、県に行なう報告は、 _____ _____ 安否情</p>	<p>市が、県に行なう報告は、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情</u></p>

報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。	報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。
--	--

3. その他の変更

① 市地域防災計画原子力災害対策編等新設に伴う修正（6 ページ）

旧	新
市は、国民保護措置が現行の市 _____ 地域防災計画（風水害等対策編・震災 _____ 対策編 _____）（以下「__地域防災計画」という。）、旧保内町の原子力防災計画 _____ 及び愛媛県地域防災計画（別冊原子力防災計画）における自然災害、事故災害、原子力災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取組を活用するよう努める。	市は、国民保護措置が現行の八幡浜市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）、八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「市原子力防災計画」という。）及び愛媛県地域防災計画 _____ における自然災害、事故災害、原子力災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取組を活用するよう努める。

※ 武力攻撃原子力災害に係る対応の詳細は、主に原子力災害対策編を参照のこと。

② 市の地理的、社会的特徴（面積、気温、降水量、人口分布等）の時点修正（14～23 ページ）

③ 市及び関係機関の組織・名称、市対策本部組織構成の時点修正（9～12、28、54～56 ページ）

④ 市対策本部長及び副本部長の代替職員の見直し（30 ページ）

旧					新				
名 称	正規職員	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	名 称	正規職員	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長	市 長	助 役	収 入 役	教 育 長	本部長	市 長	副市長	総務企画部長	産業建設部長
副本部長	助 役	収 入 役	教 育 長	総務課長					

⑤ 災害対策基本法の改正に伴う変更（災害時要援護者→避難行動要支援者）

⑥ 愛媛県国民保護計画に準拠した変更

5 ページ：「指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重」に追記

24 ページ：「市国民保護計画が対象とする事態」に追記

- 39 ページ：「訓練に当たっての留意事項」に地域の自然的条件を踏まえた訓練内容とする旨追記
- 42 ページ：「救援に関する基本的事項」に「電気通信事業者との協議」「医療の要請方法等」を追記
- 57 ページ：「市対策本部における広報体制」に「報道機関による広報」「一般広報」「その他の広報」を追記
- 63 ページ：「住民への協力要請」を具体的に記載
- 67 ページ：「避難の指示の通知・伝達」を具体的に記載
- 72 ページ：「避難拒否者等の説得」を新規に記載
- 79 ページ：「救援の内容」を新規に記載
- ・ 収容施設の供与、
 - ・ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ・ 医療の提供及び助産
 - ・ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 埋葬及び火葬
 - ・ 電話その他の通信設備の提供
 - ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 学用品の給与
 - ・ 死体の捜索及び処理
 - ・ 日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 81 ページ：「医療活動等を実施する際の留意事項」を新規に記載
- 92 ページ：「汚染原因に応じた対応」に追記（汚染食料品の流通・摂取について）
- 97 ページ：「避難住民等の生活安定等」に「就労状況の把握と雇用の確保」「生活再建資金の融資等」を新規に記載